

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
2017年度第9回常任委員会 議事録

- 1 日時：2017年12月21日(木) 16:00~18:00
- 2 場所：東京都千代田区麹町3-6-5 麹町GN安田ビル4階 JPF事務局会議室

3 出席者の確認

常任委員総数9名のうち、常任委員会の成立要件である3分の2以上の出席が満たされている旨の報告がなされ、本会の成立を確認した。

常任委員

NGOユニット：大西 健丞（欠席につき表決権委任：橋本委員）

NGOユニット：橋本 笙子

外務省：民間援助連携室長 佐藤 靖

経済界：永井 秀哉

経済界：鈴木 均

学識経験者：石井 正子

学識経験者：堀場 明子

代表理事：有馬 利男（欠席につき表決権委任：飯田委員）

事務局長：飯田 修久

オブザーバー

外務省：民間援助連携室 中房 丙后

AAR：穂積 武寛

議長は、常任委員会規約の第3条により事務局長が務める旨を確認した。

第一部 16:00-

4 審議事項

(1) 第一号議案：第8回常任委員会議事録の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。

(2) 第二号議案：イラク・シリア人道危機対応支援プログラムの承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。

(3) 第三号議案：イエメン人道危機対応支援プログラムの承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。

(4) 第四号議案：南スーダン難民緊急支援プログラムの承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。

- (5) 第五号議案：アフガニスタン人道危機対応支援プログラムの承認
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。
承認。

第二号議案から第5号議案について、国別の対応方針とコンセプトノートの導入について、事務局より説明等があった。

5 報告事項

(1) 財務状況の報告

11月度の財務報告があった。認定NPO法人の更新についての事業費率は、引き続き調査が必要とのコメントがあった。

(2) 来年度のプログラムについての報告

第一部審議事項で報告した。

(3) 支援の質とアカウントビリティ向上タスクチーム進捗報告

終了報告書のより一層の有効活用と返還金処理までの手続き迅速化について、今後検討していくこととした。

(4) わかちあい プロジェクトのジブチ事業についての報告

実現性の無い案件申請は問題で、今後の対応につき慎重に検討すべきとのコメントがあった。

(5) 各諸規程等の改定についての報告

各諸規程について3月または5月の理事会に諮ることを報告した。

(6) 第1回JPFデー「JPF2017年活動報告会」についての報告

12月7日に開催した、JPF2017年活動報告会について報告した。

第二部

6 審議事項

- (1) 第一号議案：南スーダン支援プログラムにかかる事業計画の承認 : 1事業
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

① 〈JCCP〉中央エクアトリア州ジュバ市国内避難民キャンプと周辺コミュニティにおける共同作業を通じた民族融和と平和的共存の促進（第3期）

再提出。

- ・ 申請団体の事業統括、事業担当とも離職する予定であり、組織の実施体制として事業統括の後任が確定しなければ、事業の運用に支障をきたす懸案があると思われる。更に、新しく赴任する事業担当は南スーダンや他紛争地域においての十分な経験と知識を持つ者が必要だと思われる。
- ・ 3年間の複数年プログラムとして、具体的に3年後の目標達成のために次世代リーダーが自ら啓発活動ができるような仕組みづくり・サポート体制が重要になるとと思われる

が、申請事業にて、これらに関する活動が組み込まれておらず、出口戦略が不明瞭である。また、コンポーネント1は高度の紛争管理を目的とした研修と啓発活動とあるが、具体的な内容として食品加工とチームワークのみでは目的達成に至らないという懸念が残る。

- ログフレームに関して成果を測る指標内容が抽象的であり、民族融和の度合いを測るにはより具体的な指標が必要である。
- 予算に関して、前事業の実績も踏まえ、より実態に即した形での単価の見直しが必要と思われる。

(2) 第二号議案：アフガニスタン帰還難民緊急支援プログラムにかかる事業計画の承認：1事業

① 〈SVA〉ナンガハル県帰還民への緊急越冬支援物資配布

承認。但し、以下コメントあり。

越冬支援の高いニーズからして本事業は承認とする。ただし、

- 越冬支援の配布内容について、クラスターで規定されている物を使用するのは良いが、各世帯によって状況は異なり、例えば配布予定の子供服などの数やサイズが世帯の状況に合わないケースが出てきた場合、柔軟に対応すること。
- 予算については、N連の事業で計上されているスタッフが本事業につくのであれば、按分をすること。
- モニタリングに関して、他の事業ではどのように100%モニタリングを行っていて、また、クラスターでは80%-90%とされている項目について再度OCHAと確認を取り、情報を基にしてモニタリング率を上げること。

7 書面による報告

(1) NGOユニットおよび事務局より、書面をもって以下を報告した。

- ① NGOユニットからの報告
- ② 「共に生きる」ファンド収支報告書調査結果
- ③ 事業計画変更の報告
- ④ JPF事務局審議結果の報告
- ⑤ 固定資産処理の報告
- ⑥ 終了報告書審議結果の報告
- ⑦ コアチームの報告

(2) 次回の開催日時と会場について

会場をJPF事務局とし、以下の日程で常任委員会を開催することを確認した。

2017年度第10回常任委員会：2018年1月19日（金）16時より 麴町GN安田ビル4F

2017年度第11回常任委員会：2018年2月20日（火）16時より 麴町GN安田ビル4F

2017年度第12回常任委員会：2018年3月23日（金）16時より 麴町GN安田ビル4F

以上